

まほやのさと下野

中務卿親王

こと、はんまほやの里に住、蜚もわがごとからき物や思ふと

〔十訓抄〕源經兼下野守にて在國の時、或もの便書を以て、雜事など乞に、大かた便りなき由などいひて、はかしくしき事もせねば、冷然として、二三町ばかりゆくを、人を走らかして、さらばとよびかへしければ、不便なりとて、まかるべき物などたぶべきかと思て歸たるに、經兼云、あれ見給へ。室の八島はこれなり、都に人にかたり給へと云、いよく腹立氣有て歸にけり。○下

雜載

〔延喜式〕兵部二十八諸國健兒略○中 下野國一百人略○中

諸國器仗略○中 下野國征箭六十具、胡籙六十具、

〔日本書紀〕二十九五年五月甲戌、下野國司奏、所部百姓遇凶年、飢之欲賣子、而朝不聽矣。

〔日本書紀〕三十元年三月丙戌、以投化新羅人十四人、居于下毛野國、賦田受稟使安生業。

〔續日本紀〕元明靈龜元年五月庚戌、移相模、上總、常陸、上野、武藏、下野、六國富民千戶、配陸奥焉。

〔續日本紀〕三十二寶龜四年二月辛亥、下野國災燒、正倉十四宇穀糶二萬三千四百餘斛。

〔扶桑略記〕二十五天慶三年二月八日甲辰、爰官使未到間、二月一日、下野押領使藤原秀郷、常陸掾平

貞盛等、率四千餘人兵、一云、万人兵於下野國、與將門合戰、時將門之陣已被討靡。

〔吾妻鏡〕四十建長二年十二月廿八日己未、下野國大介職者伊勢守藤成朝臣以來、至小山出羽前司

長村、十六代相傳、敢無申儀、絕之處、依大神宮雜掌、訴所被改補也、於彼訴訟事者、以來銅以下贖令解

謝訖、被行二罪之條、殊含愁訴之由、長村連々言上之間、可被返之旨、及評儀云云。

〔小山文書〕下野國可被國務者、天氣如此、悉之以狀。

建武二年八月三十日

大膳大夫 花押

小山四郎館